



平成 21 年 4 月 3 日

「失業安心サポート住宅ローン」の金利優遇について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井 英夫）は、平成21年4月6日から平成21年9月30日まで、勤務先の倒産・廃業、会社事由の解雇などに該当した場合、毎月の住宅ローン返済額に充当するための保険金が支払われる「失業安心サポート住宅ローン」の金利優遇を実施いたします。

「失業安心サポート住宅ローン」は、勤務先の倒産・廃業、会社事由の解雇・希望退職の募集・退職勧奨などにより1ヶ月以上再就職できない場合、最長6ヶ月間、毎月のローン返済額に充当するための保険金が支払われます。保険料は荘内銀行が負担いたしますので、お客さまがお支払いいただくことはありません。また、失業時保障に加え、お客さまが住宅ローンご利用中に死亡または所定の高度障害状態になられたとき、生命保険会社がお支払いする保険金をお客さまの債務の返済に充当いたしますので、さらに安心です。

景気の低迷に伴い、企業業績や雇用環境が悪化する中、将来にご不安をお持ちのお客さまは「失業安心サポート住宅ローン」をご利用いただくことで、ご自身やご家族の皆さまにより安心して住宅の夢をかなえて頂くことが出来ます。ご利用中の住宅ローンの借り換えも可能です。

上記期間中は、有利にご利用いただけるよう一定条件の下で金利優遇いたします。優遇内容はパンフレットをご覧ください。

当行は、これからもお客さまにご満足いただける商品・サービスのご提供に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先 個人業務部 須藤 TEL：023-626-9003

つなぎます、人・夢・情報。 〒997-8611 鶴岡市本町一丁目9番7号 0235-22-5211（代表）



荘内銀行

<http://www.shonai.co.jp/>